

# 理念

地域で支えあい  
社会との絆を取り戻す

# 業務の原則

- 対象者に対して、常に懇切で誠意ある態度で接することを心がけ、その意志や主体性を最大限尊重します。
- 対象者に対する支援は、本人の心身の状況、本人が過去に受けてきた福祉サービス等の内容、本人のニーズ、活用できる社会資源の状況等を十分に踏まえて行います。
- 業務の遂行にあたっては、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用ができるよう配慮します。
- 犯罪歴等の対象者の情報は厳重に取り扱うとともに、プライバシーに十分配慮し、個人情報の保護の徹底に努めます。
- 業務の遂行にあたっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけます。

# 業務時間

月～金曜日 8:30～17:00

※ 祝祭日、年末年始は休み

# 連絡先

〒918-8503  
福井県福井市和田中町舟橋7番地1  
福井県済生会病院 東館1F

電話 0776-28-1126  
ファックス 0776-28-1127

Eメール  
tsc@fukui.saiseikai.or.jp  
ホームページ  
[https://www.fukui-saiseikai.com/retention\\_support/](https://www.fukui-saiseikai.com/retention_support/)



▲詳しくはコチラ



# 交通アクセス

JR 福井駅からタクシーで 約15分  
JR福井駅前市内バスのりばより 約15分  
済生会病院バス下車後すぐ  
北陸自動車道 福井 I.C から車で 約 5 分

# 苦情窓口

当事業所における苦情・ご質問に関しましては  
上記の連絡先にて受付・対応させて頂いております。

福井県地域生活定着  
支援センター  
(福井県済生会病院内)



# 福井県 地域生活定着 支援センター

新しい生活の  
お手伝い

福井県委託事業



社会福祉法人 福井県済生会支部 福井県済生会  
福井県地域生活定着支援センター

## 役割

現在、罪を犯した高齢者や障がいのある方が矯正施設等を退所後、福祉サービスや住居、収入の確保等が必要になっても、必要な支援を受けられず、地域で生活ができないために再び罪を犯すケースが多くなっています。

地域生活定着支援センターは、保護観察所と協働して、矯正施設等から地域へ帰る、罪を犯した高齢者や障がいのある方で、自立した生活を送ることが困難な方々に対し、福祉サービス等へ繋ぐ支援を行い、再び罪を犯すことなく地域で生活できるよう支援を行っています。

社会復帰  
の支援



再犯防止

## 対象者

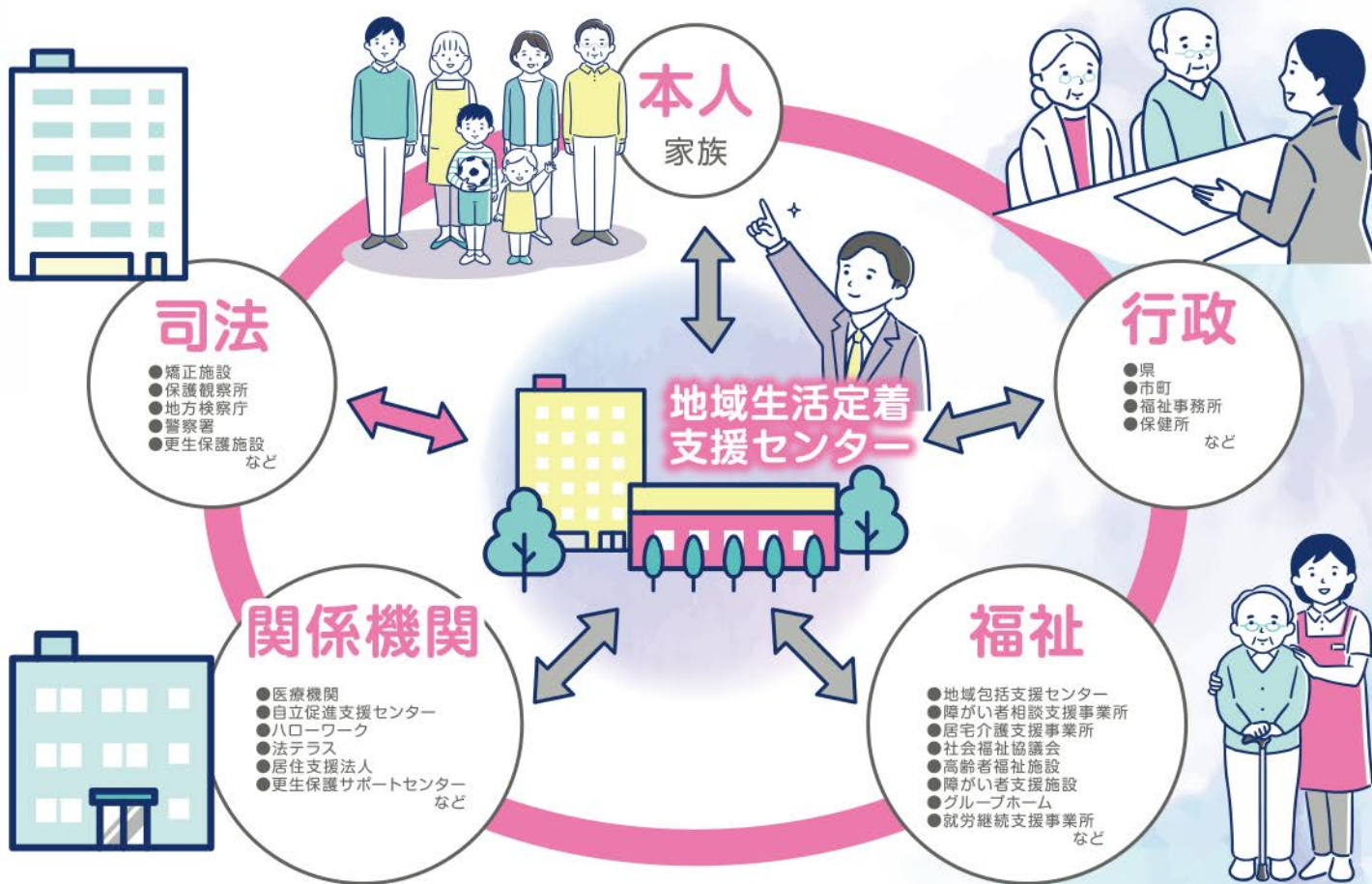
矯正施設等を退所した、または退所する方で、高齢(65歳以上) または障がいのために自立した生活を送ることが困難な方。その他、福祉的な支援を必要とされる方。



高齢者



障がい者



## 業務内容

### ●コーディネート業務

保護観察所からの依頼に基づき、矯正施設入所中から対象者の福祉サービスや生活に関するニーズの確認を行い、退所後の受け入れ施設等のあっせんや福祉サービス等に関する申請支援等を行います。

### ●フォローアップ業務

コーディネート業務でのあっせんにより、矯正施設から退所後、対象者を支援している福祉サービス事業所等に対して必要な助言等を行います。

### ●相談支援業務

矯正施設から退所した方の福祉サービスの利用や生活に関して、対象者またはその関係者からの相談に応じ、助言その他必要な支援を行います。

### ●被疑者等支援業務

保護観察所からの依頼に基づき、刑事司法手続きの入口段階にある被疑者・被告人等で、高齢又は障がいにより自立した生活を営むことが困難な者に対し、勾留中から対象者の福祉サービスや生活に関するニーズの確認を行い、釈放後の受け入れ施設等の調整や福祉サービス等に関する手続きの支援等を行います。